

福岡県医第 3088 号 (地)
平成 29 年 2 月 9 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「経過的特例により指定された難病指定医に係る
研修」の未受講者について

「経過的特例により指定された難病指定医に係る研修」につきましては、平成 29 年 1 月 16 日付福岡県医第 2860 号 (地)「経過的特例により指定された難病指定医等に係る研修会について」にてご連絡申し上げた所ですが、本県における経過的特例により指定された難病指定医 (以下、「経過的特例指定医」) 約 1,400 名の内、本県における 3 回の研修受講者は 4 割程度と未受講者が多い状況にあります。

経過的特例指定医で専門医資格がない方が、平成 29 年 3 月 31 日までに研修を受講しなかった場合は、難病指定医としての指定は失効いたします。

先般、福岡県保健医療介護部健康増進課より本県における第 4 回の研修を本会にて 3 月 12 日に開催する旨、別添のとおりお知らせがありました。研修未受講者で難病指定医の指定を希望される方については、同研修にご参加いただくことになります。また、参加できない場合には、厚生労働省 HP (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html) に他県において開催される研修の最新一覧が掲載されておりますので、各研修会の問い合わせ先へご連絡の上、ご参加いただくことになります。

つきましては、別添文書が同課より対象者へ直接通知されておりますので、貴会におかれましても、本件についてご了解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

また、福岡県保健医療介護部健康増進課より福岡県における経過的特例指定医の研修未受講者一覧を提供して頂きましたので貴会会員の受講状況の把握にご活用下さいますようお願い申し上げます。

なお、経過的特例指定医の内、専門医資格を有している医師は、研修を受講する必要はありませんが、指定の届出が必要です。難病指定医の要件・責務・有効期間や申請書の様式等については、下記問い合わせ先の HP に掲載されておりますのでご覧ください。

<参考：提出書類>

経過的特例により指定された難病指定医	
専門医資格あり	専門医資格なし
指定医指定申請書	
医師免許証の写し	
・専門医に認定されていることを証明する書類の写し (認定期間中のもの) ・指定医辞退届出書 (経過的特例による指定を辞退するものとなります。)	・経歴書 ・知事が行う研修を修了したことを証明する書類の写し

【問合せ先・申請書等掲載ＨＰ】

福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係

住所：〒815-8577 福岡市博多区東公園 7-7

電話：092-643-3267 FAX：092-643-3271

ＨＰ：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteii.html>

公印省略

28健第3373号—2

平成29年2月3日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課)

新たな難病医療費助成制度における難病指定医に係る研修開催の
周知について（依頼）

本県の難病対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新たな難病医療費助成制度における難病指定医の指定を受けるためには、都道府県知事が行う研修を修了していることが必要ですが、このたび、難病指定医向けの研修を別添のとおり開催いたします。

つきましては、貴会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

福岡県保健医療介護部
健康増進課疾病対策係
電話 092-643-3267
FAX 092-643-3271

公印省略

28健第5374号
平成29年2月3日

難病指定医の属する医療機関の長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長
(疾病対策係)

平成28年度福岡県難病指定医研修会（第4回）のご案内について

本県の難病対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、指定難病医療費助成制度における経過措置期間の終了にともない、指定番号が40Pから始まる難病指定医の資格が平成29年3月31日に失効します。

つきましては、貴医療機関を主たる勤務先とする難病指定医のうち、経過措置による難病指定医の一覧表を別紙のとおり送付いたしますので、資格の継続をご希望の方に対して、同封の文書により標記研修会をご案内くださいますようお願いいたします。

なお、送付しております一覧表に異動等がある場合は、下記URLより参照していただき所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

※「学会が認定する専門医資格（別紙1参照）」を持つ医師はこの研修会を受講する必要はありません。

指定医番号が「40S」から始まる難病指定医は「学会が認定する専門医資格（別紙1参照）」を持つ医師であるため、研修を受講する必要はありません。

また、経過措置による指定医が、専門医資格による指定医となることを希望する場合は、専門医証書の写し及び必要な書類を添えて新規申請を行ってください。審査後、新しい通知書と指定医番号を交付します。

【御問合せ先・新規申請・変更届等の郵送先】

福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係

住所 〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3267

FAX 092-643-3271

【指定医に係る当県ホームページ】

福岡県 難病指定医

検索

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteii.html>

難病指定医指定希望者 各位

福岡県保健医療介護部健康増進課長

平成 28 年度福岡県難病指定医研修会(第 4 回)の開催について(ご案内)

平成 27 年 1 月 1 日に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律に係る難病指定医の研修会を開催しますので、ご案内いたします。参加を希望される方は、下記をご一読のうえ、お申し込みください。

記

1 開催日時及び開催場所

開催日	開催場所	時間	医学講義分野	定員
3月12日(日)	福岡県医師会館 5F 大ホール (福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号) ・西鉄バス「博多駅B」(博多郵便局前)～「駅南2丁目」約10分 ・博多駅 筑紫口から徒歩15分 ・都市高速 北九州方面から「博多駅東ランプ」出口より10分 筑後方面から 「半道橋ランプ」出口より10分	13:00～17:10 (受付12:30～) 事務講義 13:00～14:10 医学講義 ①14:25～15:40 ②15:55～17:10	①肝臓 ②内分泌	350名

※公共交通機関での来場にご協力ください。

2 研修会の内容等

平成 27 年 1 月 1 日に改正された難病の医療費助成制度や難病指定医の役割、代表的な疾患、診断基準等について講義を行います。

3 対象者

難病指定医を希望する医師であり、厚生労働省が定める専門医の資格を有しない方(「経過措置による指定を受けた難病指定医」を含む)(別紙 1 参照)

※ 経過措置による指定を受けた難病指定医とは、指定医番号が「40P」から始まる指定医です。

なお、研修を受講しない場合は、平成 29 年 3 月 31 日をもって難病指定医としての資格が失効します。平成 29 年 4 月 1 日以降は、診断書(臨床調査個人票)の作成ができなくなりますので御注意ください。更新を希望する方は研修会を受講するようお願いいたします。

※「**学会が認定する専門医資格(別紙 1 参照)**」を持つ医師はこの研修会を受講する必要はありません。

指定医番号が「40S」から始まる難病指定医は「学会が認定する専門医資格(別紙 1 参照)」を持つ医師であるため、研修を受講する必要はありません。

また、経過措置による指定医が、専門医資格による指定医となることを希望する場合は、専門医証書の写し及び必要な書類を添えて新規申請を行ってください。審査後、新しい通知書と指定医番号を交付します。

4 申込方法

① インターネットによるお申し込み(推奨)

「ふくおか電子申請サービス」を検索→「福岡県への申請はこちら」→「平成28年度福岡県難病指定医研修会(第4回)」→「電子申請(画面入力)」でお申し込みいただくことができます。

② ①の方法で申請ができない場合は、別紙「平成28年度福岡県難病指定医研修会」出席申込書(兼出席証)(以下「申込書(兼出席証)」といいます。))に必要事項を記入の上、ファクシミリで送信してください。ファクシミリをお持ちでない方は、申込書(兼出席証)をご郵送ください。

・**申込期限：平成29年3月3日(金)**

(定員に達した場合は申し込みを締め切ります。)

5 注意事項

- ・FAX、郵送によるお申し込み後の受付完了通知はお送りしていません。
- ・研修会当日は、申込書(兼出席証)をご提出いただきますので、必ずご持参ください。
- ・先着順で受け付けます。
- ・研修会会場での難病指定医申請の受付は行いませんので、ご了承ください。

6 修了証の交付について

申込書(兼出席証)に書かれている主たる勤務先の医療機関あてに、後日郵送にて送付します。

【お問合せ先・新規申請・更新申請・変更届等の郵送先】

福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係

住所 〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3267

FAX 092-643-3271

【指定医に係る当県ホームページ】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteii.html>

別紙1

○平成２７年１月１日からの新しい難病医療費助成制度において、申請に必要な診断書（臨床調査個人票）の作成は「難病指定医」又は「協力難病指定医」として県から指定を受けた医師に限られています。

○難病指定医としての指定を受けるためには、学会が認定する専門医資格（下図参照）をお持ちであるか、または県の開催する難病指定医研修会を受講する必要があります。なお専門医資格を持たずに難病指定医としての指定を受けている指定医（経過措置者）については、平成２９年３月３１日までに難病指定医研修会を受講しなければ、難病指定医としての指定が失効することになります。

○指定医の有効期間は、経過措置者を除き申請日から５年間となっており、５年ごとに更新申請を行う必要があります。更新申請のための必要書類は新規申請時と同様の書類が必要となります。

難病指定医の申請に係る「学会が認定する専門医」とは、厚生労働大臣の定める下表の専門医となります。						
認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格	
日本内科学会	総合内科専門医	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医	日本専門医機構	病理専門医	
日本小児科学会	小児科専門医	日本心臓血管外科学会			臨床検査専門医	
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本血管外科学会			救急科専門医	
日本精神神経学会	精神科専門医	日本小児外科学会			小児外科専門医	
日本外科学会	外科専門医	日本リウマチ学会	リウマチ専門医		リハビリテーション科専門医	
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医		消化器病専門医	
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本小児神経学会	小児神経専門医		循環器専門医	
日本眼科学会	眼科専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医		呼吸器専門医	
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医		血液専門医	
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医		周産期（母体・胎児）専門医		内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医	
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医		糖尿病専門医	
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医		腎臓専門医	
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医		肝臓専門医	
日本病理学会	病理専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医		アレルギー専門医	
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医		感染症専門医	
日本救急医学会	救急科専門医	日本医学放射線学会			老年病専門医	
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本手外科学会	手外科専門医		神経内科専門医	
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本背髄外科学会	脊椎背髄外科専門医		消化器外科専門医	
日本消化器病学会	消化器病専門医	日本脊椎背髄病学会	集中治療専門医		呼吸器外科専門医	
日本循環器学会	循環器専門医	日本集中治療医学会	日本専門医機構		心臓血管外科専門医	
日本呼吸器学会	呼吸器専門医	日本専門医機構			総合内科専門医	小児外科専門医
日本血液学会	血液専門医				小児科専門医	リウマチ専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医				皮膚科専門医	小児循環器専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医				精神科専門医	小児神経専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医				外科専門医	小児血液・がん専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医				整形外科専門医	周産期専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医				産婦人科専門医	婦人科腫瘍専門医
日本感染症学会	感染症専門医				眼科専門医	生殖医療専門医
日本老年医学会	老年病専門医				耳鼻咽喉科専門医	頭頸部がん専門医
日本神経学会	神経内科専門医				泌尿器科専門医	放射線治療専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医				脳神経外科専門医	放射線診断専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医				放射線科専門医	手外科専門医
日本呼吸器外科学会					麻酔科専門医	脊椎背髄外科専門医
						集中治療専門医

「平成 28 年度福岡県難病指定医研修会」 参加申込書(兼出席証)

当日は、本書をご持参いただき、研修会終了後に受付にご提出ください。

- 必要事項を記入し、注意事項をご一読の上でお申し込みください。

申込先	福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係 「難病指定医研修会」担当者あて F A X 0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 7 1 (郵送の場合の送付先 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 - 7)
-----	---

※インターネットによるお申し込みも行えます《推奨》※

「ふくおか電子申請サービス」を検索→「福岡県への申請はこちら」→「平成28年度福岡県難病指定医研修会(第4回)」→「電子申請(画面入力)」でお申し込みいただくことができます。

「平成28年度福岡県難病指定医研修会(第4回)」開催日及び開催場所

開催日	開催場所	時間	医学講義分野	定員
3月12日(日)	福岡県医師会館 5F 大ホール (福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号) ・西鉄バス「博多駅B」(博多郵便局前)～「駅南2丁目」約10分 ・博多駅 筑紫口から徒歩15分 ・都市高速 北九州方面から「博多駅東ランプ」出口より10分 筑後方面から 「半道橋ランプ」出口より10分	13:00～17:10 (受付12:30～) 事務講義 13:00～14:10 医学講義 ①14:25～15:40 ②15:55～17:10	①肝臓 ②内分泌	350名

※公共交通機関での来場にご協力ください。

- 太枠内に必要事項を記入してください。

フリガナ	
参加者氏名	
主たる勤務先の医療機関名	
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	

- 注意事項

- ・ F A X、郵送によるお申し込み後の受付完了通知はお送りしていません。
- ・ 研修会当日は、申込書(兼出席証)をご提出いただきますので、必ずご持参ください。
- ・ 先着順で受け付けます。
- ・ 研修会会場での難病指定医申請の受付は行いませんので、ご了承ください。